

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目次

- ◇規則 保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告示 私立学校振興助成法による監査報告書に係る監査事項の指定
字の区域の変更等(二件)
市町村の区域ごとの民生委員の定数の一部改正
保険医の登録
銃猟禁止区域の設定
新たに行おうとする土地改良事業の事業計画の適否の決定(二件)
土地改良事業計画の変更の適否の決定
土地改良事業計画の適否の決定(五件)
土地改良事業の認可(二件)
土地改良法による換地処分(二件)
麻かの住所の変更
- ◇教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

規則

- ◇教委訓令 鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定期程の一部を改正する訓令
- ◇雑報 地方職員共済組合の定款の一部変更
地方職員共済組合の昭和五十一年度決算要旨

保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十四号

保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則

保母修学資金貸付規則(昭和三十八年十一月鳥取県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「八千円」を「九千円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の保母修学資金貸付規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。
- 3 昭和五十二年三月三十一日以前に保母養成所に入學した者に係る修学

資金の月額については、改正後の規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告示

鳥取県告示第七百三十四号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第三項の規定に基づき、学校法人（同法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者を含む。以下同じ。）が同法第十四条第二項の規定により知事に届け出る同条第一項の財務計算に関する書類に添付しなければならない公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る昭和五十二年度の監査事項を次のとおり指定し、昭和五十二年一月鳥取県告示第四十二号（私立学校振興助成法による監査報告書に係る監査事項の指定について）は、廃止する。

昭和五十二年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 次号に掲げる学校法人以外の学校法人

1 当該学校法人の会計制度の整備及び運用の状況

2 資金収支計算が学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の定めるところに従って行われているかどうか及び資金収支計算書が学校法人会計基準の定めるところに従って作成されているかどうか
二 私立学校振興助成法第十四条の規定が初めて適用されることとなる学

校法人

当該学校法人の会計制度の整備及び運用の状況

鳥取県告示第七百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、北条町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による北条砂丘地区第二―三工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十二年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称	同上の区域（昭和五十一年一月十日現在の地番による。）
大字弓原字灘山	大字弓原字西高浜八六一の一部、八六二、八六三の三の一部、八六三の三二の一部、八六三の三三、八六三の三五の一部、八六三の三六、八六三の六〇の一部、八六三の六一の一部及び一〇四九の六八〇の一部、大字弓原字西灘山のうち八六四の一二から八六四の一八までの一部以外の区域、大字弓原字東灘山のうち八六六の一から八六六の三までの一部、八六七の四の一部、八六七の七から八六七の九までの一部、八六七の一八から八六七の二〇までの一部、八六七の二八の一部、八六八の一の一部、八六八の二の一

<p>部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字弓原字東新林の全域、大字田井字沖浜四八一の一七〇並びに大字田井字灘浜四八三の三、四八三の四、四八四の三及び四八四の四</p>	<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>大字弓原字西浜</p> <p>同上の区域(昭和五十一年一月十日現在の地番による。)</p> <p>大字弓原字西浜のうち七八〇の一の一部、七八一の一、七八一の三の一部、七八二の一の一部、七八二の三から七八四まで、七八五の一の一部、七八五の三の一部、七八六の一部、七八七、七八八の一部、七八九、七九一の一の一部、七九二の三の一部、七九八の九の一部、七九八の二三の一部、七九八の一五の一部、七九八の一七の一部、八〇〇の一の一部、八〇〇の二、八〇〇の三、八〇一の二、八〇一の三の一部、八〇二、八〇三の二、八〇四の一、八〇四の二、八〇四の四、八〇五、八〇六の一の一部、八〇六の三〇の一部、八〇八の一部、八一〇の一、八一〇の二の一部、八一〇の三の一部、八一〇の五の一部、八一〇の六、八一〇の七、八一二の一から八一四まで、八一五の一部、八一六の一部、八二〇の一部及び八二三以外の区域、大字弓原字中浜七四八の一、七四八の二及び七四九の一と一体をなす国有地の一部並びに大字弓原字西高浜のうち八五七の一から八六二まで、八六三の二から八六三の六まで、八六三の七から八六三の九まで的一部、八六三の一〇から八六三の一五まで、八六三の一六から八六三の二〇まで的一部、八六三の二四から八六三の二九まで、八六三の三〇の</p>
<p>一部、八六三の三一の一部、八六三の三二の一部、八六三の三三、八六三の三五の一部、八六三の三六、八六三の六〇の一部、八六三の六一の一部、八六三の六三の一部、八六三の六四、八六三の六五の一部及び一〇四九の六八〇の一部以外の区域</p>	<p>大字弓原字中浜</p>	<p>大字弓原字東浜七〇〇の一の一部、七〇一の一の一部、七〇一の一三の一部及び七〇一の五一から七〇一の六二までの一部及び七〇一の六六の一部並びに六九五の一、六九五の六、六九五の一〇、六九六の一、六九六の三、六九七の一、六九七の二、六九八、六九九の一、六九九の二、七〇〇の一、七〇一の一、七〇一の一三、七〇一の五一から七〇一の六二まで及び七〇一の六六と一体をなす国有地、大字弓原字中浜のうち七四八の一、七四八の二及び七四九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字弓原字中浜の全域、大字弓原字西浜七八〇の一の一部、七八一の一、七八一の三の一部、七八二の一の一部、七八二の三から七八四まで、七八五の一の一部、七八五の三の一部、七八六の一部、七八七、七八八の一部、七八九、七九一の一部、七九二の三の一部、七九八の九の一部、七九八の一三の一部、七九八の一五の一部、七九八の一七の一部、八〇〇の一の一部、八〇〇の二、八〇〇の三、八〇一の二、八〇一の三の一部、八〇二、八〇三の二、八〇四の一、八〇四の二、八〇四の四、八〇五、八〇六の一の一部、八〇六の三〇の一部、八〇八の一部、八一〇の一、八一〇の二</p>

大字弓原字東浜

の一部、八一〇の三の一部、八一〇の五の一部、八一〇の六、八一〇の七、八一二の二から八一四まで、八一五の一部、八一六の一部、八二〇の一部及び八二三、大字弓原字東新田八二四の二から八三二の二まで、八三三の一部、八三四の二、八三四の三の一部、八三五の二、八三五の三の一部、八三五の四から八三八まで、八三九の五の一部、八三九の六の一部、八四〇の二から八四〇の六九までの一部及びこれらと一体をなす国土地、大字弓原字東高浜八四一の二の一部、八四九の二から八五一までの一部、八五二から八五六の二まで及びこれらと一体をなす国土地、大字弓原字西高浜八五七の二から八六〇まで、八六一の一部、八六三の二から八六三の六まで、八六三の七から八六三の九までの一部、八六三の二〇から八六三の二五まで、八六三の二六から八六三の二〇までの一部、八六三の二四から八六三の二九まで、八六三の三〇の一部、八六三の三一の一部、八六三の六三の一部、八六三の六四及び八六三の六五の一部、大字弓原字西灘山八六四の二から八六四の一八までの一部並びに大字弓原字東灘山八六六の二から八六六の三までの一部、八六七の四の一部、八六七の一八の一部、八六七の二八の一部及びこれらと一体をなす国土地

大字弓原字東浜のうち七〇〇の二の一部、七〇一の二の一部、七〇一の三の一部、七〇一の五から七〇一の六二までの一部、七〇一の六六の一部並びに六九五の一、

六九五の六、六九五の一〇、六九六の一、六九六の三、六九七の一、六九七の二、六九八、六九九の一、六九九の二、七〇〇の一、七〇一の二、七〇一の三、七〇一の五から七〇一の六二まで及び七〇一の六六と一体をなす国土地以外の区域、大字弓原字東外浜の全域、大字弓原字東新田のうち八二四の二から八三二の二まで、八三三の一部、八三四の二、八三四の三の一部、八三五の二、八三五の三の一部、八三五の四から八三八まで、八三九の五の一部、八三九の六の一部、八四〇の二から八四〇の六九までの一部及びこれらと一体をなす国土地以外の区域、大字弓原字東高浜のうち八四一の二の一部、八四九の二から八五一までの一部、八五二から八五六の二まで及びこれらと一体をなす国土地以外の区域、大字弓原字東灘山八六七の四の一部、八六七の七から八六七の九までの一部、八六七の九の一部、八六七の二〇の一部、八六八の二の一部及び八六八の三の一部、大字田井字沖浜四七五の四、四七五の五、四七六の三、四八一の二、四八一の三、四八一の四、四八一の五、四八一の二六の一部、四八一の三二の一部、四八一の三三の一部、四八一の三九の一部、四八一の四〇の一部、四八一の五四の一部、四八一の六〇の一部、四八一の六五の一部、四八一の七二の一部、四八一の七七の一部、四八一の八四の一部、四八一の八五の一部、四八一の九〇の一部、四八一の九五の一部、四八一の二〇八から四八一の二一〇までの一部、四八一の二二二の一部、四八一の二二三の一部、四八一の二三六の一部、四八一の二三七の一

大字国坂字西大野

びに大字国坂字西大野一五二五の五〇

大字国坂字西冲大野九四七の二、九四九の三、九五〇の二、九五一の二、九五二の二、九五三の二、九五四の二及び九五五の二並びに大字国坂字西大野のうち一五二五の一、一五二五の四九、一五二五の五〇、一五二五の五一の一部、一五二五の五二、一五二五の五三、一五二五の五四の一部、一五二五の五八の一部、一五二五の六一の一部、一五二五の六二、一五二五の六三の一部、一五二五の六四の一部、一五二五の六五の一部、一五二五の六六、一五二五の六七、一五二五の七〇、一五二五の七二、一五二五の七四、一五二五の七六、一五二五の七八、一五二五の八〇、一五二五の八二、一五二五の八三の一部、一五二五の八四、一五二五の八五の一部、一五二五の八六、一五二五の八七の一部、一五二五の八八、一五二五の八九、一五二五の九〇の一部、一五二五の九一の一部、一五二五の九三、一五二五の九四、一五二五の九五の一部、一五二五の一〇〇の一部、一五二五の一〇一から一五二五の一〇三まで、一五二五の一〇、一五二五の一三三の一部、一五二五の一四、一五二五の一五、一五二五の一八の一部、一五二五の一九の一部、一五二五の二〇から一五二五の二三まで、一五二五の一三四の一部、一五二五の一三五から一五二五の一五五まで、一五二五の一五六の一部、一五二五の一五七から一五二五の一六三まで、一五二五の一六五、一五二五の一六六の一部、一五二五の一六八の一部、一五二五の

一六九の一部、一五二五の一七〇から一五二五の一七四まで、一五二五の一七六及び一五二五の一七七以外の区域

廃止する字の名称

大字弓原字西灘山、大字弓原字東新林、大字弓原字東灘山、大字弓原字東高浜、大字弓原字西高浜、大字弓原字東新田、大字弓原字中外浜、大字弓原字東外浜及び大字田井字西浜

鳥取県告示第七百三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、中山町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による松河原地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十二年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称

松河原字下松山

同上の区域（昭和五十二年二月二十二日現在の地番による。）

松河原字下松山のうち四一七から四二〇までの一部及び四二六の一部並びに四一七及び四二六と一体をなす国有地の一部以外の区域、松河原字中松山四五九から四六二まで、四六三の一部、四六四、四六五の一部、四七三の一部、四

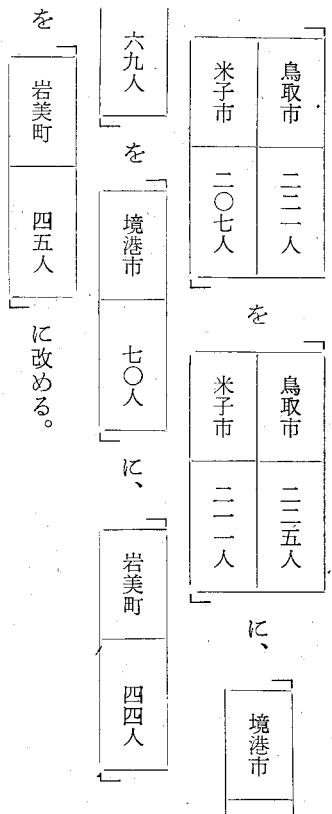
松河原字上松山	松河原字宮木二三五及び二二八、松河原字下松山四一七から四二〇までの一部及び四二六の一部並びに四一七及び四二六と一体をなす国有地の一部、松河原字中松山四六三の一部、四六五の一部、四六六から四七二まで、四七三の一部、四七四の一部、四七七の一の一部、四七七の二、四七七の三、四七七の四の一部、四七八の一部及び四七九から四八二まで並びに四七八から四八二までと一体をなす国有地の一部、松河原字下後谷五六六の二並びに松河原字上松山の全域
松河原字下後谷	松河原字下後谷のうち五六六の二以外の区域
松河原字宮木	松河原字宮木のうち二二五及び二二八以外の区域
廃止する字の名称	松河原字中松山

鳥取県告示第七百三十七号

昭和四十六年九月鳥取県告示第七百八十三号(市町村の区域ごとの民生委員の定数について)の一部を次のように改正し、昭和五十二年十二月一日から施行する。

昭和五十二年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三



鳥取県告示第七百三十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十二年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
許 春 祚	鳥医第二、二二七号	昭和五十二年八月九日
石 井 廣 文	鳥医第二、二二八号	昭和五十二年九月二日

鳥取県告示第七百三十九号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十五条において準用する同規則第二十四条の規定により告示する。

昭和五十二年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	区 域	期 間	面 積
二本松銃猟禁止区域	西伯郡中山町二本松地内の町道殿河内二本松線と同地内の梅原栄三郎氏宅に入る道路との分岐点を起点とし、同点から同町道を南方に進み、土壘に至り、同土壘を南方に進み、下市川の支流（西側の支流）に至り、同支流を南方に進み、土壘に至り、同土壘を西方に進み、宮川に至り、同川を北方に進み、町道二本松線に至り、同町道を北方及び北東に進み、町道庄田二本松線に至り、同町道を北方に進み、土壘に至り、同土壘を東方に進み、梅原栄三郎氏宅に至り、同氏宅から町道殿河内二本松線に通じる道路を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和五十二年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで	二二七ヘクタール

鳥取県告示第七百四十号

昭和五十二年七月十六日付けで西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（原・絹屋地区ほ場整備）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十二年九月二十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地 西伯町土地改良区事務所及び西伯町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十一号

昭和五十二年七月十八日付けで大鴨土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（北野地区農業用排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九

十五号) 第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年九月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市上古川二一五番地 大鴨土地改良区事務所及び倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十二号

昭和五十二年八月三日付けで東伯町土地改良区から申請のあつた土地改良(加勢蛇川地区維持管理)事業計画の変更については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年九月二十六日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

東伯郡東伯町大字徳万五九一番地二 東伯町土地改良区事務所及び

伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十三号

昭和五十二年七月四日付けで関金町から申請のあつた土地改良(堀地区(清水工区)ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年九月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十四号

昭和五十二年七月二十七日付けで福部村から申請のあった土地改良（海士地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年九月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十五号

昭和五十二年八月十日付けで境港市から申請のあった土地改良（森岡中野地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年九月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十六号

昭和五十二年八月二十二日付けで溝口町から申請のあった土地改良（宮原地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年九月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十七号

昭和五十二年八月二十二日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(福島地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年九月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十八号

日南町から申請のあつた町営土地改良(神福地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年九月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百四十九号

日南町から申請のあつた町営土地改良(中石見地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年九月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る北条砂丘地区第二一三工区の換地処分を行ったので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四

項の規定により告示する。

昭和五十二年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、中山町から同町が行う土地改良事業に係る松河原地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百五十二号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（^{かい}解の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十二年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県立鳥取農業高等学校 鳥取市湖山町天神山三〇六」を「鳥取県立鳥取農業高等学校 鳥取市湖山町南三丁目八四八」に改める。

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年九月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第十四号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の鳥取農業高等学校の項中「鳥取市湖山町天神山三〇六」を「鳥取市湖山町南三丁目八四八」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第一号

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次

のように定める。

昭和五十二年九月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程(昭和三十三年六月鳥取県
教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表中

課長補佐、所長補佐、館長補佐、次長(米子図書館
館の次長に限る。)、企画広報室長、総務室長、
国民体育大会準備室長、主幹、係長及び分館長

課長補佐、所長補佐、次長(米子図書館及び少年
自然の家の次長に限る。)、企画広報室長、総務室
長、国民体育大会準備室長、主幹、係長及び分館長
に改める。

別表第一武道館の項を削り、同表鳥取青年の家の項の次に少年自然の家
の項として次のように加える。

少年自然の家	次長	所長	教育長又は教育長の指名する課長
	係長		

附 則

この訓令は、昭和五十二年十月一日から施行する。

雑 報

地方職員共済組合定款の一部を変更することについて

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第5条第9項の規定
に基づき、地方職員共済組合定款の一部を変更することについて、次のと
おり公告する。

昭和52年9月24日

地方職員共済組合理事長 齋 藤 正 夫

地方職員共済組合定款の一部を変更することについて

地方職員共済組合定款(昭和三十七年定款第一号)の一部を次のように
変更する。

第二十二條第二号ソの次に次のように加える。

ツ 埼玉県浦和競馬組合

附 則

この定款は、昭和五十二年七月二十五日から施行し、同年七月十五日か
ら適用する。

地方職員共済組合定款第34条の規定に基づき、昭和51年度決算要旨につ
いて、次のとおり公告する。

昭和52年9月24日

地方職員共済組合理事長 齋 藤 正 夫

昭和51年度決算要旨

1. 組合の概況

(1) 組合に属する地方公共団体の数

都 道 府 県	47
一 部 事 務 組 合	17
地 方 開 発 事 業 団	5
計	69

(2) 組合員数、給料(俸給)月額及び被扶養者数

(単位 人・千円)

組合員種別	区分	組合員数	給料(俸給)月額	被扶養者数
一般組合員	地方公務員	350,469	57,799,574	594,958
	国家公務員	17,411	2,458,689	29,811
	職員工員	2,203	232,195	1,545
	計	332	48,202	756
知事	組合員	46	60,538,660	627,070
短期	組合員	3	15,640	76
船員	組合員	3	1,020	11
船員	組合員	1,362	226,075	3,357
船員	組合員	—	—	—
船員	組合員	—	—	—
船員	組合員	907	131,317	1,041
任意	組合員	—	—	—
合 計	計	372,733	60,912,712	631,555
組合員1人当たり	被扶養者	—	163,423	1.69
給料(俸給)月額	円	—	—	—

備考
 1 組合員数及び被扶養者数は、昭和52年8月末におけるものであること。
 2 給料(俸給)月額は昭和52年8月における掛金の基礎となつたものであること。

(3) 各経理単位の設置支部数

短 期 経 理	48
長 期 経 理	48
業 務 経 理	47
保 健 経 理	47
医 療 経 理	24
宿 泊 経 理	47
貯 金 経 理	15
貸 付 経 理	48
物 資 経 理	12

2 主な経理単位の決算概要

(1) 短期経理

定期昇給、ボーナスアップ及び年度当初より財源率を千分の7引上げたこと等により、負担金・掛金の収入総額は、524億1千7百万円の前年度より20.7%増加し、これに対して給付額は、562億7千1百万円で、前年度より15.1%の増加であつたが、当期の収支は、48億5千万円の赤字額を生じた。

これに前年度の繰越赤字額14億7千3百万円を加えた当期末における累積赤字額は、63億2千3百万円となつた。

(2) 長期経理

本年度末における給付総額は、740億6千7百万円で前年度に比較し36%の増となった。

一方、負担金・掛金の収入は、1,169億5千9百万円で前年度に比べ15.6%の増となった。この結果、年度末資産総額は、5,248億5千4百万円で、前年度末に対し737億6千6百万円の増となった。

その運用状況は、次のとおりである。

ア 地方債、公営企業債、国庫預託金及び預貯金等

2,115億6千4百万円 (40.3%)

イ 職員住宅の設置資金及び宿泊施設等設置のための貸付金

715億7千5百万円 (13.6%)

ウ 組合員への貸付金等

2,417億1千5百万円 (46.1%)

(3) 保健経理

組合員の健康増進を図るため、疾病予防事業を重点的に実施したほか、保健施設の経営、各種のレクレーション事業を実施し、その事業費の総額は、15億5千4百万円である。このほか、医療経理、宿泊経理等の運営を助成するため10億7千2百万円をそれぞれの経理に繰入れている。

(4) 医療経理

本年度末における施設は、病院1、結核病棟1、診療所35の計37施設で、診療収入その他の収入総額は、11億1千9百万円であり当期利益金は1千1百万円であった。

(5) 宿泊経理

本年度末における稼働施設は、宿泊所、保養所及び職員会館の計82施設であり、これらの施設により総額89億6千1百万円の収入があり、当期利益金は3億7千8百万円となった。

なお、宿泊利用率は50.4%で前年度より2.4%減少した。

(6) 貸付経理

組合員貸付金は、前年度より369億9千4百万円増加し、本年度末貸付金総額は、2,485億3百万円となった。なお、組合員の住宅建設及び土地取得のための貸付金は、2,356億1千1百万円であり、貸付金総額の96.8%となっている。また、本年度末における貸付件数は18万件であり、前年度末より7千件増加している。

3 各経理単位ごとの損益計算書及び貸借対照表の概況は、次表のとおりである。

貸借対照表概況 (昭和52年3月31日現在)

<単位：百万円>

科目	短期	長期	業務	保健	医療	宿泊	貯金	貸付	物資
(借方)									
現金・預貯金	1,061	6,154	422	1,169	288	3,005	676	215	443
金銭信託		1,939	37	210	85	534	206		23
未収金・売掛金	173	331	10	25	55	252		3	812
その他の流動資産	1,841	3,665	6	42	40	265	1,311	60	856
組合員貸付金								243,503	
建物・構築物			122	284	73	12,247			1
土地			38	30		2,522			
建設仮勘定						2,036			
その他の固定資産			28	89	229	1,097	10	23	102
貸付信託		2,038					13,921		
有価証券・有価証券信託 証券投資信託		191,453					26,103		
長期貸付金		255,895							
投資不動産		57,395							
預託金		5,984							
合計	3,075	524,854	663	1,849	770	21,958	42,227	243,804	1,737
(貸方)									
組合員貯金							39,148		
その他の流動負債	19	656	14	70	49	835	2,148	407	678
長期借入金					26	14,177		241,337	355
原価消却引当金			25	88	146	2,373	5	16	58
退職給与引当金			265	30	201	800	53	113	303
その他の引当金				40	4	774		1,931	17
支払準備金	9,379	197							
責任準備金		524,001							
別途積立金			160	461	131	737			22
不足金補てん積立金				101	75	2,262	873		114
剰余金	△ 6,323		199	1,059	138				190
合計	3,075	524,854	663	1,849	770	21,958	42,227	243,804	1,737

損 益 計 算 書 概 況 (昭和52年3月31日現在)

<単位:百万円>

経理単位 科 目	短 期	長 期	業 務	保 健	医 療	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(損 失)									
給 付	56,271	74,068							
役員報酬・職員給与			592	114	485	3,102	118	249	621
厚生費			1	1,554	1	42			5
旅費・事務費			189	52	24	123	23	65	31
商品仕入						256			6,950
薬品・医療材料費				4	398	2,370			270
飲食材料費									
原価消却費			5	20	22	430	1	2	11
支払利息					2	601	2,942	12,195	21
その他の支出	27	42	249	107	173	3,193	19	479	326
財産処分損					3	13			1
繰入金		102		1,072					
相互繰入金						4			
次年度繰越支払準備金	9,379	197							
次年度繰越責任準備金		524,001							
当期利益金	△ 4,850		49	△ 397	11	378	159		68
合 計	60,827	598,410	1,085	2,526	1,119	10,512	3,262	12,990	8,304
(利 益)									
負担金・掛金	52,417	116,959	775	1,755					
補助金・寄附金				506	1	17			
施設収入・患者収入				175	1,048	8,961			529
商品売上						326			7,615
利息及び配当金	141	30,908	65	86	19	196	3,192	12,986	16
その他の収入	124	2	19		1	113	69		87
財産処分益						63			
繰入金			226	4	50	836	1	4	57
前年度繰越支払準備金	8,145	200							
前年度繰越責任準備金		450,341							
合 計	60,827	598,410	1,085	2,526	1,119	10,512	3,262	12,990	8,304